

産前産後期間相当分（4箇月分）の国民健康保険税が免除されます！

子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援等の観点から、令和6年1月1日より、国民健康保険加入者が出産した場合、産前産後の一定期間に係る当該加入者の国民健康保険税税額を減額します。

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6箇月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- 出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）の期間相当分のその年度に納める保険税の所得割額と均等割額が減額されます。（多胎の場合は3月前から6箇月間）

【例】着色部分の期間が減額の対象期間

	R5年			R6年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
例1 11月出産（単胎）の方		出産 （予定）							1箇月分のみ減額
例2 2月出産（単胎）の方					出産 （予定）				4箇月分減額
例3 3月出産（多胎）の方						出産 （予定）			5箇月分のみ減額

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳等

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

※届出がされない場合でも、町で当該出産に係る情報が確認できる場合には、減額対象とみなし、その旨を通知いたします。

届出先

立山町役場 税務課住民税係

TEL：076-462-9952

